

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止について（概要）

1 経緯

指定介護療養型医療施設は、平成 18 年、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）に基づき、平成 23 年度末に全廃すると決定された。しかし、廃止後の医療対応への不安などから転換が進まず、平成 23 年度に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」において、転換期限が平成 29 年度末まで 6 年間延長された。

さらに、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第五十二号）」により、平成 30 年度に創設された介護医療院へ指定介護療養型医療施設が転換するための準備期間として、期限が 6 年間延長され平成 35（令和 5）年度末（令和 6 年 3 月末）までとなり、最終的な延長期限が到来したため、条例の廃止を行った。

当規則は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則であることから、当該条例の廃止とともに廃止することが必要となる。

2 施行日

令和 6 年 4 月 1 日